

資料 8 (日中系・居住系・障害児支援)	令和 8 年 3 月 19 日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県障害福祉サービス課	

地域連携推進会議について

令和 7 年 4 月から、居住系サービスである障害者支援施設及び共同生活援助事業所については、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れることが、事業運営の透明性を高め、一定の質の確保につながることから、地域連携推進会議の実施及び会議の構成員が事業所を見学する機会を設けることが義務付けられました。

(1) 会議の目的

- ・利用者と地域との関係づくり
- ・地域の人への事業所等や利用者に関する理解の促進
- ・事業所等やサービスの透明性・質の確保
- ・利用者の権利擁護

(2) 会議の構成員

【必須】利用者、利用者家族、地域の関係者

【任意】福祉に知見のある人、経営に知見のある人等

- ・地域の関係者は自治会役員、民生委員に限らず、近隣住民の方等、日頃から関係構築できている方の参加が望ましいです。
- ・地域住民の「地域の関係者」として、民生委員に会議への出席を依頼する場合は、民生委員個人ではなく、地区会長に依頼し、民生委員の方をご推薦いただくことが必要です。

(3) 会議の開催頻度・内容等

会議は年 1 回以上行う必要があります。

出席者が率直に意見交換し、お互いに気づきを得る機会とし、コミュニケーションを取りやすいように議題や進行方法を工夫してください。

(4) 実施状況の報告

会議開催後、速やかに記録の作成と実施結果の公表が必要です。

記録の作成に当たっては、記載内容から個人が特定されないよう配慮してください。

詳細については、下記の URL の資料（地域連携推進会議の手引き）を参照いただき、会議の開催などに取り組みいただきますようお願いいたします。

【URL】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41992.html